

# 女性活躍加速のための重点方針 2020

(抜粋)

令和 2 年 7 月 1 日

すべての女性が輝く社会づくり本部

## 目次

はじめに	1
I 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	4
1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	4
（1）性犯罪・性暴力対策の強化	4
① 刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処	4
② 性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実	5
③ 警察における被害申告・相談をしやすい環境の整備のための取組	5
④ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながるための体制の強化	5
⑤ 切れ目のない手厚い被害者支援の確立	6
⑥ 教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防	6
（2）若年層に対する性的な暴力の根絶	7
① 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進	7
② 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）」に基づく対策の推進	7
③ 若年被害女性等に対するアプローチの仕組みに関する検討	7
（3）配偶者等からの暴力への対策の推進	7
① 新型コロナウイルス感染症に伴うDV等対策の推進	7
② 民間シェルター等における被害者支援のための取組の促進	8
③ 配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえた今後の在り方の検討	8
④ 加害者プログラムを含むDV対策の推進	8
⑤ DV対応と児童虐待対応との連携強化	9
⑥ 婦人保護事業の見直しの検討	9
⑦ 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等	9
（4）セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた対策の推進	9
（5）ストーカー事案への対策の推進	10
（6）女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	10
① 的確な実態把握の推進	10
② 効果的な広報・周知方策の検討	10
③ 若年層を対象とする予防啓発の拡充	10
④ 関係機関・団体の連携の促進及び研修等の充実	10
2. 困難を抱える女性への支援	11
（1）困難に直面する女性への支援	11
（2）ひとり親家庭等への支援、子供の貧困対策の推進	12
① ひとり親に対する支援体制の強化や就労支援	12

②養育費の履行の確保に向けた取組	12
③子供の貧困対策の推進	13
(3) 予期せぬ妊娠などにより、不安を抱えた若年妊婦等への支援	13
3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化	13
(1) 生涯にわたる健康の包括的な支援	13
①子宮頸がん・乳がん等を含むがん検診等の更なる推進	13
②ライフステージに応じた健康保持の促進	14
③企業による「健康経営」の取組の促進	14
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援	14
(3) 医療分野における女性の活躍を促進するための環境整備	15
4. スポーツ参加の促進やスポーツ分野における男女共同参画の推進	15
(1) スポーツを通じた女性の健康増進	16
(2) スポーツ分野における女性の参画拡大	16
5. 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組	17
(1) 防災・復興施策への男女共同参画の視点の反映	17
(2) 防災分野における女性の参画拡大等	17
<b>II あらゆる分野における女性の活躍</b>	<b>18</b>
1. 男性の暮らし方・意識の変革	18
(1) 「男の産休」や男性の育児休業等の取得の促進	18
①企業における取組の促進	18
②国・地方公共団体における取組の促進	19
③男性の子育て目的の休暇取得に向けた意識の醸成	20
(2) 男性の家事・育児等への参画についての国民全体の機運醸成	20
2. 女性活躍に資する多様な働き方の推進	20
(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	20
①各種調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進	20
②ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた調査、セミナー等の実施	21
③公務員におけるワーク・ライフ・バランスの推進	21
(2) 多様で柔軟な働き方の推進	21
①働き方改革関連法に基づく取組の推進	21
②柔軟な働き方がしやすい環境の整備	22
(3) テレワークの推進	22
①テレワーク導入に向けた支援	22
②テレワークの推進に向けた呼びかけ、情報提供等の強化	23
(4) 女性活躍推進法に基づく取組の推進	23
①女性活躍推進法の改正内容を踏まえた取組の推進	23
②女性活躍情報の「見える化」の深化	23
(5) 職場におけるハラスメント対策	24

(6) 非正規雇用労働者の待遇改善 .....	24
(7) 女性の学び直しや就業ニーズの実現 .....	25
①女性活躍推進のための「学び直し」 .....	25
②就業ニーズの実現 .....	25
3. 地域における女性活躍の推進 .....	26
(1) 地域女性活躍推進交付金の効果的な活用の促進 .....	26
(2) 地方における女性活躍の推進 .....	27
(3) 自治会・町内会等地域に根差した組織・団体の持続可能な活動に向けた女性活躍の推進 .....	27
4. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成 .....	27
(1) 政治分野 .....	27
①政党等への情報提供・要請、政党における取組状況の公表 .....	27
②実態把握のための調査 .....	28
③地方公共団体における取組の促進 .....	28
(2) 司法分野 .....	28
(3) 行政分野 .....	28
①国家公務員における取組 .....	28
②地方公務員における取組 .....	28
③治安、安全保障等の分野 .....	29
(4) 科学技術・学術分野 .....	29
①理工系分野への女子生徒等の進路選択や女性の社会参加を促進するためのアプローチ .....	29
②女性研究者の活躍促進に向けた環境整備 .....	30
(5) 企業における女性役員登用等の推進に関する取組 .....	30
①企業における女性役員登用・育成等の推進 .....	30
②資本市場の「見える化」の促進 .....	30
③企業における女性活躍を始めとしたダイバーシティ経営の推進 .....	30
(6) 企業や団体における女性の参画拡大に資する環境整備 .....	31
①組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大 .....	31
②教育分野 .....	31
③メディア分野 .....	31
④運送分野 .....	31
⑤海運業・造船業等の海事産業分野 .....	31
⑥建設分野 .....	32
⑦農林水産分野 .....	32
⑧観光分野 .....	32
(7) 女性の起業等に対する支援 .....	32
<b>Ⅲ 女性活躍のための基盤整備</b> .....	<b>33</b>

1. 国際的な協調及び貢献等 .....	33
(1) 日本の取組の充実及び国際会議における議論への参画 .....	33
(2) 国際分野における女性の参画拡大等 .....	34
①国際機関の邦人職員増強 .....	34
②アジア・太平洋諸国及びアフリカ諸国との友好・信頼関係の深化 .....	34
③中南米日系農業者等との連携交流・ビジネス創出 .....	34
④環境分野におけるジェンダー平等実現に向けた取組 .....	34
2. 子育て・介護基盤の整備 .....	35
(1) 待機児童解消に向けた、子育て基盤の整備等 .....	35
①幼児期の教育・保育、放課後児童クラブ等の「量的拡充」及び「質の向上」 .....	35
②保育人材の確保や子育てサービスの提供 .....	35
(2) 「介護離職ゼロ」に向けた介護基盤の整備等 .....	36
3. 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための意識改革、理解の促進 .....	37
(1) 学校教育段階からのキャリア形成に係る学びへの対応 .....	37
(2) いわゆる無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)への対応 .....	37
(3) 広報活動における固定的な性別役割分担意識の解消にむけた取組 .....	37
4. 女性活躍の視点に立った制度等の整備 .....	38

## はじめに

### 1. 女性活躍の成果と課題

少子高齢化、人口減少社会の中で、我が国の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、国民一人ひとりが、その個性に応じた多様な能力を発揮できる社会の構築が不可欠である。特に、女性は我が国最大の潜在力であり、女性の能力を活かすことが不可欠である。

こうした観点から、我が国においては、この7年間、女性活躍の旗を高く掲げ、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）の制定、保育の受け皿整備の加速化、企業における女性役員の登用に向けた企業への働きかけなどの取組を進めてきた結果、この7年間で増加した就業者数444万人のうち、約8割の330万人を女性が占めており、子育て世代（25～44歳）の女性の就業率は77.7%まで上昇した<sup>1</sup>。また、第一子出産前後の女性の就業継続率も、これまで4割前後で推移していたところ、直近の調査結果では53.1%と5割を超えた<sup>2</sup>。さらに、上場企業における女性役員数は平成24年と比較して約3.4倍に増加した<sup>3</sup>。このように、これまでの様々な取組の結果、我が国の女性活躍は着実に進展してきたと言える。

しかし、働く女性が増える一方で、長時間労働の慣行や育児休業制度などを利用しづらい職場の環境や風土などが、女性だけでなく男性にとっても、仕事と育児や介護等との両立の妨げとなっているという現実がある。また、政策・方針決定過程への女性の参画状況は、例えば、管理的職業従事者に占める女性の割合は14.8%<sup>4</sup>、衆議院議員に占める女性の割合は9.9%<sup>5</sup>であるなど、国際的に見ると依然として低水準にとどまっている。諸外国では持続可能な社会を作るという観点から経済分野や政治分野でのジェンダー平等を進めているところ、我が国においても取組を一段と加速させることが喫緊の課題である。

また、女性が直面する困難は経済的な困難のみならず身体的・精神的な困難など多岐にわたっており、これらの困難は複合的に発生する場合がある。社会制度や慣行等を背景とした性差による偏見や男女間の格差が依然として存在しており、経済的に厳しい状況に置かれた非正規雇用労働者やひとり親家庭等への支援が欠かせない。とりわけ、女性に対する暴力は許しがたい人権侵害であり、無理やり性交等された被害経験がある女性（20歳以上）が約13人に1人<sup>6</sup>に及ぶことや、25～44歳の女性の約3割が職場においてセクハラ被害を経験しているとの調査結果<sup>7</sup>がある。

<sup>1</sup> 総務省「労働力調査（基本集計）」

<sup>2</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」

<sup>3</sup> 東洋経済新報社「役員四季報」（2019年）

<sup>4</sup> 総務省「労働力調査（基本集計）」

<sup>5</sup> 令和2年6月現在

<sup>6</sup> 内閣府「平成29年度男女間における暴力に関する調査」

<sup>7</sup> 独立行政法人労働政策研究・研修機構「妊娠等を理由とする不利益取扱い及びセクシュアルハラスメントに関する実態調査」（2016年5月31日。全国の企業6,500社で働く25～44歳の女性労働者26,186人に対する調査票調査と、民間の調査会社に登録している25～44歳の女性労働者2,500人、及び雇用されて就業した経験がある25～44歳の女性無業者2,500人に対するウェブモニター調査を実施。）

## (2) ひとり親家庭等への支援、子供の貧困対策の推進

### ①ひとり親に対する支援体制の強化や就労支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制を構築する。また、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得の促進や、マザーズハローワーク等におけるきめ細かな就職支援を実施する。

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額 48 万円以下)を有するひとり親について、令和 2 年分より、ひとり親控除 35 万円を適用する(個人住民税については、令和 3 年度分より、ひとり親控除 30 万円を適用する。)。また、前年の合計所得金額が 135 万円以下である未婚のひとり親について、令和 3 年度分以降、個人住民税の人的非課税措置の対象に追加する。

低所得のひとり親世帯について、児童扶養手当受給世帯等のみならず家計急変世帯にも配慮した臨時特別給付金を早期に支給することにより、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行う。

### ②養育費の履行の確保に向けた取組

養育費の取決め等を促進するため、動画やパンフレット等による効果的な周知・啓発を行う。

養育費相談支援センターや地方自治体等における、養育費の相談支援について、より実効性を高められるよう、多様な方法での提供や、身近な地域での伴走型の支援、専門的な相談を更に充実・強化するとともに、離婚前後親支援モデル事業を拡充し、弁護士等による支援を含めた離婚前からの親支援の充実や、関係部署の連携強化を含めた地方自治体の先駆的な取組への支援を実施する。

実効性の高い法的支援・解決の在り方等について分析を行うため、地方自治体と連携したモデル事業の実施等の実証的な調査研究を開始する。また、国民各層の声を幅広く聴くためのシンポジウム等を開催する。これらを通じて、養育費制度を見直すための法改正を検討する。

第三者から債務者の財産に関する情報を取得する制度を新設するなどした民事執行法<sup>12</sup>の改正法が、本年 4 月に一部の規定を除き施行されたため、関係機関等への周知を行う。さらに、改正法の附帯決議を踏まえ、公的機関による養育費の請求権の履行の確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する情報を収集・分析する。

<sup>12</sup> 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第 2 号)

### ③子供の貧困対策の推進

「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、子供の未来応援基金を通じた支援や民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチングなど官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

### (3) 予期せぬ妊娠などにより、不安を抱えた若年妊婦等への支援

予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、必要な支援を受けられるよう、NPO等と連携したアウトリーチやSNSを活用した相談支援や、女性健康支援センターにおける産科同行支援を実施する。また、NPO、児童相談所や婦人相談所等と調整を行うコーディネーターの配置や、緊急一時的な居場所の確保等に係る支援を行う。さらに、母子生活支援施設等を活用し、親が自立できるまでの生活全般の支援を行う。

## 3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化

人生100年時代を迎える中、女性が健康であることは、女性活躍の基盤である。女性の就業率の上昇、初産年齢の上昇、平均寿命の延伸等に伴い、女性の健康にかかわる問題は大きく変化してきており、女性のヘルスリテラシーの向上が重要である。また、女性の心身の状態は思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といったライフステージごとに大きく変化するという特性があるため、ライフステージごとの課題に応じた支援が重要である。

医師の勤務環境については、より質の高い医療やきめ細かな患者への対応に対するニーズの高まり等により、長時間労働の実態に拍車がかかっているため、家庭生活との両立が困難となり、結果として女性医師の活躍が難しい現状にある。時間外労働の削減やワーク・ライフ・バランスの確保など女性医師が出産・育児を離職することなく就業継続でき、活躍できる環境の整備が必要である。また、社会全般における生涯にわたる女性の健康づくりの支援を充実させるためにも、医療分野で活躍する女性医師の割合を高めることは重要である。

### (1) 生涯にわたる健康の包括的な支援

#### ①子宮頸がん・乳がん等を含むがん検診等の更なる推進

女性に多い子宮頸がん・乳がん検診に対して、初年度の受診対象者<sup>13</sup>に対して、クーポン券と検診手帳を配付する。また、郵送や電話のほかソーシャルマーケティングを活用した受診勧奨やかかりつけ医を通じた個別の受診勧奨等、効果的な受診勧奨に取り組む。加えて、地方公共団体が実施するがん検診の好事例を集めた「受診率向上施策ハンドブック」について、全国厚生労働関係部局長会議等様々な機会を捉えて周知を図り、好事例の横展開を進める。

<sup>13</sup> 子宮頸がん検診：20歳、乳がん検診：40歳